機械の輸入期限および事業開始の規定

2005年 日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成 した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。 本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳) 投資奨励委員会事務局 告示 P-1 / 仏暦 2548 年(2005 年)

件名 機械の輸入期限および事業開始の規定

機械の輸入期限規定および奨励を受けた事業の開始許可検討に関して、その適応性および明確さをもたらすために、仏暦 2520 年 投資奨励法第 13 条および第 16 条の意味するところの権限により、投資委員会より権限の委譲を受けた事務局は、事務局告示 P. 3/2545 仏暦 2545年(2002年)8月22日付け

件名、機械の輸入および事業開始期限の規定 および事務局告示 P. 9 / 2546 仏暦 2546 年 (2003 年)4月9日 件名 機械の輸入期限の規定を廃止し、以下による告示を発布するものとする。

1. 事務局は、事業開始の条件を規定する代わりに、奨励を受けた者に対して、奨励を受けた日から数えて、6ヶ月、12ヶ月および24ヶ月の規定を満了した時にプロジェクトによる事業実施を報告させ、その文書を受け取るものとする。また、事務局が、2回のコンタクトにわたる文書を出した時に、奨励を受けた者が、プロジェクトの実施および進捗状況を確証する文書を出さない場合には、事務局は、奨励証書によるプロジェクトの停止を行なう。

2. 機械輸入期間の規定

- 2.1 奨励を与える前に遡っての機械輸入期限の延長を申請については、奨励申請書を提出して以後の機械輸入についての権利恩典を受理するものとする。
- 2.2 奨励証書を出して以後、数えて 30 ヶ月の期間を各々プロジェクトの機械輸入期限と 定める。
- 2.3 この 2.2 項の原則は、土地および運転経費を含まず、5 億バーツ以上の投資規模を持つプロジェクト、および投資委員会が特別ケースとして機械輸入の期限を定めたプロジェクトあるいは業種に対しては、有効としない。

3. 事業開始時期の規定

機械輸入期限の満了となった日から数えて、6 ヶ月の期限を各々プロジェクトの事業開始 期限条件として規定する。

- 4. 機械輸入および事業開始の期限延長は、以下の原則を使用するものとする。
 - 4.1 機械輸入期限の延長 奨励証書内で定している期限の延長は、1 回毎に 1 年を超えないものとし、合計 3 年を超えない許可を与える。かつ、機械の輸入期限と規定する日から数えて、更に 6 ヶ月の期間からなる事業開始時期の延長を受けるものとする。
 - 4.2 第 4.1 項による機械輸入期間の延長 奨励受理者が、投資委員会事務局の告示 P. 3/2545 による機械輸入期限の権利を使用した場合には、期限延長をすでに受けた合計回数は、第 4.1 項により合わせて計算する。
 - 4.3 事業開始のみの期限延長の場合には、1回のみ1年を越えない期限延長を与える。
- 5. 研究開発に使用する機械、および公害環境保全に使用する機械は、奨励を受けた期間を通して輸入させることができる。
- 6. この告示を実施するに際して問題があり、また、事務局長が妥当と見なした場合には、検 討のためにプロジェクト検討小委員会に提示させるものとする。

告示日 仏暦 2548年1月18日

サーティット・シリランカマーノン 投資委員会事務局長

注: この翻訳は、告示日 2005 年 1 月 31 日付の投資委員会事務局告示 P-1 / 仏暦 2548 年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いします。